

經濟論叢

第 139 卷 第 2・3 号

電電公社民有化会計の經濟的帰結(1)……………	醍 醐 聰	1
『資本論』第 2 卷第 3 篇「社会的総資本の 再生産と流通」における外国貿易捨象の 命題について(下)……………	板 木 雅 彦	24
シスモンディ・ロマン主義の再検討(上)……………	長 岡 延 孝	40
ソーシャル・ダンピング論議について……………	奥 和 義	56
市場形態・生産形態と需要不確実性下の 企業行動モデル……………	竹 治 康 公	75
金融リース会計の生成……………	小 野 武 美	93

經濟学会記事

昭和 62 年 2・3 月

京 都 大 學 經 濟 學 會

金融リース会計の生成

小 野 武 美

I リース資産計上論と伝統的会計認識基準

一定期間賃借料の支払いを条件になされる財産占有の譲渡である¹⁾リース (lease) を巡る会計問題は、法的「所有権会計」²⁾とも言うべき「資産の計上に際して所有権を強調する会計慣行の為に」³⁾第2次世界大戦後に至るまで会計の理論や制度の表面に大きく現われることは無かった。

「しかし〔アメリカに於いて〕第2次世界大戦以来、金融の主要な手段として長期リースを使う実務が、最初は不動産に於けるセール・アンド・リースバック (sale and leaseback) として、そして1950年以降は設備リースの独立したビジネスとして表立ってきた⁴⁾」のに伴い、「会計専門家は、この問題に関する自らの立場を再考し〔始め〕た。」⁵⁾その際、「リース賃貸人 (lessor) が、長期リースからの収益をいつ認識すべきかという問題も多くの注意を引いたけれども、関心の殆どは、リース賃借人 (lessee) に対する会計上及び開示上の必要条件へ向けられた」⁶⁾のである。従って戦後アメリカに於けるリース会計論、特にリース賃借人のリース資産 (及びそれに対応した負債) 計上論は、先ずリース取引の「普及」を、その形成基盤として展開されたものであると考えて良いであろう。

1) *Jowitt's Dictionary of English Law*, p. 1074.

2) *Defliese*, p. 353.

3) *Donaldson and Pfahl*, p. 555.

4) *Walker and Baughn*, p. 381.

5) *Meyer*, p. 160.

6) *Ibid.*, p. 150. リース契約は、一般の賃貸借契約とは区別されるものであるから、以下レサー (lessor) 及びレンシー (lessee) を夫々リース賃貸人及びリース賃借人と訳出することにする。

しかしながら、この過程を単に「リースの普及——リース資産計上論の形成」として解釈することは、余りにも単線的な見方であると言わざるを得ない。確かに戦後に於ける「リースの広範囲に亘る分野での利用により、それは、何か全く新しい外観を得たように見える」⁷⁾が、「リースの基本思想は、アングロ・アメリカ的法体系として我々の知っているものの起源〔から今日に至るまで〕と同じ位長い間知られてきた」⁸⁾ものであり、更に後述するように、不動産のリースは量的にも広範に行われていたと考えられるので、単に戦後アメリカに於けるリースの「量的拡大」を以って、リース資産計上論の「突然の噴出」^{イラプション}に対する合理的基礎⁹⁾と看做すことは出来ないのである。

寧ろそのような量的拡大を支えた「リース取引に関する新しい形態の発展」¹⁰⁾という「質的变化」に対してより注意が払われねばならないであろう。何故なら、法的所有権に基づく伝統的な会計認識基準の下では、リースのような「未履行契約」^{イグゼクティブ・コントラクト}¹¹⁾については「負債も資産も記録されるべきではない」¹²⁾という基本原則が存在するので、その中でリース資産計上論を根拠付ける為には、リース取引が(その法律的構成はともかく)少なくともその経済的効果に於いて、資産の所有及びそれに対応した負債と同等であるという現実的条件が成立する必要があった、と考えられるからである。そのようなリース取引の質的变化は、所謂「金融リース」^{ファイナンシャル}¹³⁾の出現として言われるが、それを背景にして、一方では「将来の支払いをなすというリース賃借人の約」^{コミットメント}定は、〔資金の〕借手によりなされる約定と事実上同じであ」¹⁴⁾り、従って「リースの下での〔将

7) Childs, p. 110.

8) Cook, p. 145.

9) *Ibid.*, p. 145.

10) *Accountants' Handbook*, Section 20, p. 52.

11)12) *Ibid.*, Section 20, p. 52.

13) Vancil, p. 122. 金融リース (financial lease) という概念を最初に使い始めたのは R. F. ヴァンシルであると言われる (花堂, 70ページ) が、その場合主に設備リースが念頭に置かれていた (Vancil, p. 122.)。本稿では設備リースばかりでなくセール・アンド・リースバックも含めて「代替的金融方法」としてのリースを金融リースとして考えることにする。

14) Poad, pp. 45 f.

来支払い額は] 契約的負債」¹⁵⁾ であるという認識が成立し、他方では「リース
アレンジメント
契約に関する事実が、企業の債権者にとって〔他の負債と同様に〕特に重要
〔且つ必要〕なものとな」¹⁶⁾ っていったと考えられるのである。

従って以下本稿では、リース資産計上論形成の現実的条件となった金融リースの特徴を描出し、そのような「企業実務に於ける〔リース形態の〕変化が、会計上の資産及び負債概念の変化をもたらした」¹⁷⁾ 過程を検討することによって、現代リース資産計上論の特質と限界を見極めていきたい。

II 金融リース以前のリース会計

第2次世界大戦後に至るまでリースに関しては一般に、「賃借料が前もって支払われていないのならば、資産として帳簿に記入されるべきではない」¹⁸⁾、或いは「リースの条件が、賃借料のような定期的支払いのみを要求しているなら、リースの価値は、通常帳簿上には現われないであろう」¹⁹⁾ とされ、リース賃借人にとってその資産計上が会計問題となることは無かった。それは当時のリースの殆どが、不動産リースであり（それは勿論広い意味では「長期金融」の性格を持つと言えるが）、あくまで「長期契約」として認識されていたので、契約自体を「資産化」するという考え方のない伝統的な会計認識基準の下では、資産計上され得なかった為であると考えられる。

以下金融リース会計の問題に入る為の子備知識として、金融リース前史を簡単に辿り、又そこでの会計を一瞥しておく。

「一定期間一定の対価で土地を^{リース}賃借する実務は、初期ローマ帝国にまで遡る」²⁰⁾ と言われるが、「長期土地リースの〔実務的・法的〕体系が、洗練され広

15) Hylton, p. 123.

16) *Ibid.*, p. 117.

17) Bedford, p. 591.

18) Finney, ch. 42, p. 3.

19) Kester, p. 315.

20) McMichael, p. 11.

く実践されたのは、イギリスに於いてであった。』²¹⁾このような「一定年間の土地の賃貸借」²²⁾、又はその「賃借権」²³⁾、更には「賃貸借の下で保有された土地」²⁴⁾そのものを指すリースホールド (leasehold; lease for term of years 或いは term of years とも言われた) が、「いつごろから実際に存在してイギリス不動産法の一隅を占めるようになったかについては、その確実な時期を決定することは不可能である、といわれている」²⁵⁾が、その存在は文献上ノルマン征服直後にまで遡ることが出来るようである²⁶⁾。その後近代に至って産業革命期に於いて、リースは、工業企業者により「作業場賃借制」として広く活用され²⁷⁾、又「19世紀に於ける動産の比較的長期のリースが、不動産のリースから発達した」²⁸⁾とも言われる。

このような「定期賃借権、特に長期のそれは、専ら主にイギリスの植民地開拓者が定住していたボルネオやフィラデルフィアといった都市に於いて、初めてこの国〔アメリカ〕へ導入された。』²⁹⁾アメリカでも初期のリースの対象は主に農地であったが、19世紀後半から20世紀前半にかけて殆どの大都市の開発に長期土地リースが利用されるようになり³⁰⁾、又持株会社制度の発展以前には、鉄道会社の企業合同 (combination; consolidation) の手段としてリースが

21) *Ibid.*, p. 12.

22) 甲斐, 185ページ。

23) 渡辺, 20ページ。

24) *Jowitt's Dictionary of English Law*, p. 1077.

25) 水本 (1966), 17 ページ。

26) Pollock and Maitland, p. 111. 初期のリースホールドは、ベネフィシャル・リース (beneficial lease) と呼ばれ、主に貸付金の担保の手段として土地を保有するものであった (*Ibid.*, p. 112.) が、その後ハズバンドリー・リース (husbandry lease) が、「リースホールドの支配的部分」(甲斐, 194ページ)となり、「18世紀後半にいたり、第2次エンクロージャーの過程をとおして、【一般農民のリースホールダーか農業労働者かへの分裂が】全般的かつ徹底的に現象化し」(水本 (1966), 85ページ。但し原文中の漢数字は算用数字に直してある)で、「19世紀中葉前後には、地主・[リースホールダーたる] 農業資本家・労働者の3分制度が完全に出現し、近代的土地所有が典型的に展開される」(水本 (1957), 28ページ、漢数字は算用数字に直してある)ことになった。

27) 大河内, 147-163ページ。

28) Clark, p. 4.

29) McMichael, p. 14.

30) Cohen, p. 18.

利用されていた³¹⁾。

それ以外のものとしては、パーセンテージ・リース（毎期の賃借料を賃借物から得る売上高又は利益の一定率とするもの）、鉱物リース（特に石油採掘で利用されたパーセンテージ・リースの特殊化されたもの）、販売リース（特定製品の製造業者により販売手段として利用されたもの）等³²⁾が、「第2次世界大戦の終結に続く平時〔に於けるリース〕の拡大以前」³³⁾に於いて見られたリースの利用形態であり、夫々「可成りの重要性を持っていたが、しかし、夫々に必要とされる特別の条件の為に、〔戦後のリースに見られる〕金融手段としてのより広範な利用を得ることは無かった」³⁴⁾のである。

こうした金融リース以前の状況の下で、「会計学文献は、長い間次のような〔会計処理〕政策を唱道し、そして会計実務はそれに従ってきた〔と言って良いであろう〕。

・リースにより要求される賃借料は、それが充当された期間に記録されるべきである。

・リースの為に支払われた前払い金又は一括〔ラング・サム・プレミア前渡し〕料金のみが、リース期間に亘って償却されるコストとして考慮に入れられるべきである。〕³⁵⁾

従ってリース（ホールド）を巡る殆ど唯一の会計問題は、「一括前払いでなされた将来年度の賃借料」³⁶⁾の償却方法に関するものであったと言っても過言ではないであろう。それについて若干付言すると、償却の前提となるリースの「前払い支払い額は、通常前払いしなければ支払われるであろう定期的賃借料の〔割引〕現在価値として計算され」³⁷⁾、その償却方法としては、定額法・年金法・デプリシエーション・フアンド・ノツド減価償却基金法等が挙げられていた³⁸⁾。就中年金法が「主にリース

31) Burtchett and Hicks, p. 552.

32) Cohen, pp. 19-21.

33) *Ibid.*, p. 21.

34) *Ibid.*, pp. 21 f.

35) Cook, p. 153.

36) Leake, pp. 134 f.

37) Finney, ch. 42, p. 3.

38) Porters, p. 535.

の為に使われる」³⁹⁾方法として提唱され⁴⁰⁾、「イギリスでは……年金法^{フニミア・ツスマ}が、通常適用され⁴¹⁾ていたのである⁴²⁾。

III 金融リース資産計上論とその背景

「第2次世界大戦の終結以来、長期リース技法の適用〔領域〕に於いて相当の拡大があった。」⁴³⁾即ち、「セール〔・アンド・〕リースバックや他のタイプのリース契約が、〔最初は〕チェーンストアやデパート、そして〔後には〕他の多くの産業に属する会社による土地・建物・設備の利用〔権〕を得る手段として段々普及して来た」⁴⁴⁾のであるが、それに伴い「リース金融についての論争は、……殆ど専らその会計上の処理に関するものであった」⁴⁵⁾と言われる程、リース会計問題がクローズ・アップされた。就中「〔A. M.〕キャノンの論文と〔C. G.〕ブローの論評が、〔長期リースの会計〕問題に対する注意を呼び起すのに重要な一歩となった」⁴⁶⁾と言われる。例えば、キャノンは、リース会計問題に関する「1つの答えは、リースホルドを償却^{フネタイゼイション}すべき固定資産として、〔将来〕賃借料〔支払い〕債務^{オブリゲイション}を固定負債として示すことかもしれない」⁴⁷⁾とし、又当時アメリカ会計士協会(AIA)会計手続委員会(CAP)の

39) *Ibid.*, p. 345.

40) 例えば, Dicksee, pp. 18-27; Couchman pp. 101-108.

41) Montgomery, p. 333.

42) このように第2次世界大戦前に於いては、一般に「賃借料定期払い」の場合のリース資産計上は無視されていたが、全く論じられていなかった訳ではない。例えば、W. A. ベイトン＝E. A. スティーブソンは、「或る場合にはリースは、その対価が年々の支払いでなされる時でさえ、リース賃借人の帳簿上の資産を構成することが主張されるかもしれない。……〔そしてそれに〕伴う貸記は、必然的に剰余金又は何らかの所有主勘定に対してなされるであろう。」(Paton and Stevenson, p. 541.) と言ひ、又 P. J. D. ライター2世は、その説を受けて、ベイトン＝スティーブソンの「所謂〔リースの〕戦略的価値は、『のれん』又は何らかの無形資産と同等のものであろう。……〔それに対応する〕貸記は、特別資本剰余金勘定になされなければならないであろう。」(Reiter, Jr., p. 173.) と言っていた。しかしこのような所説が、実務や理論に広く受け入れられた形跡は見当たらない。

43) Cohen, p. 22.

44) Gordon and Stillinglaw, p. 394.

45) Vancil, p. 122.

46) Bornemann, p. 231.

47) Cannon (1948), p. 319.

ダイレクター・オブ・リサーチ

研究部長であったブローも、「この〔リースに関する〕情報は財務諸表に非常に関係しているので、我々の意見では、財務諸表の本体又は脚注で表示されるべきである」⁴⁸⁾と提言した⁴⁹⁾。

このように戦後アメリカでリース会計論、特にリース資産計上論が大きく取り上げられるようになったのは、従来の不動産の長期的利用を中心とするリース契約に対して、「所有や担保借入の代替手段としての新しい長期リース契約〔の出現〕により……会計専門家の間で〔それについて〕どの程度開示がなされるべきかという問題に関する真剣な調査が行われるようになった」⁵⁰⁾からである。従って次にリース資産計上論の重要な背景をなした「金融リース」の展開過程を跡付けることにしたい。

金融リースの初期に於いて「最も広まった現像の1つは、……所謂『セール・アンド・リースバック』契約であ」⁵¹⁾った。通常セール・アンド・リースバックは、次の2つの形態に分けられる。(1)会社が現在所有している資産を売却し、それを直ちに買主＝リース賃借人からリースする、(2)会社が一旦資産を(自己資金又は借入金で)購入し、それを売却した後直ちにリースする、の2つである⁵²⁾。当時の「全てのそのような〔セール・アンド・リースバック〕取引で使われたパターンは、〔細目は様々であったにしても夫々〕大きく異なるものではなかった。」⁵³⁾即ち、売手＝リース賃借人は、リース期間に亘り当該財産を占有し、全ての不動産税・保険料・維持コストを負担し、又リース更新以

48) Blough (1948), p. 248.

49) キャノンやブローの提言は、主にリースの「開示」に関するものであったが、J. H. マイヤーや P. ケルヒャーは、「測定」方法にまで立ち入って夫々次のように言っていた。「貸借対照表上にはリースホルダー債務の現在価値が、その性質の類似性により他の社債と殆ど同様に計上されるべきである。〔そしてそれに対応した〕資産は、他の固定資産と共に表示すべきである。」(Myers (1948), p. 293.); 「リース〔契約〕から生ずる確定した負債を負った会社は、当該債務の割引〔現在〕価値を示すべきである。……〔それに伴うリース賃借人の〕権利は、財務諸表に於いて何らかの方法で認識されるべきである。」(Kircher, p. 389.)

50) Bornemann, p. 231.

51) Cohen, p. 15.

52) Rossell and Frasure, p. 221.

53) *Business Week* (April 17, 1948), p. 96.

前の契約期間中に当該財産のコストを償却し尚且つリース賃貸人に十分な利益を与えるような賃借料を支払うことを条件に、20～30年間のリース契約を結んだのである。更に殆どの場合更新条項があり、より安い賃借料でリースを継続できた⁵⁴⁾。いずれにしてもリース賃借人は、資産を「売却」することによって投下資金を回収し、尚且つリースによって当該「売却」資産の占有を継続出来た訳である。従って「非常に多くの場合セール・アンド・リースバック取引は、単に会社により既に所有されている資産に対する担保付き借入れの簡便な形態であ」⁵⁵⁾った看做すことが出来るであろう。

このような「長期リース技法の発展は……金融上の必要に応じて起って来た」⁵⁶⁾ものであった。先ず資金の需要側＝企業の方では、戦後の平時経済の拡大により、新たな資本が必要とされたが、金融規模と伝統的金融技法の限界の為に新たな方法が求められていた⁵⁷⁾。そうした中セール・アンド・リースバックは、他の金融方法に比して、より多くの資金が得られ、一般の金融方法に於けるような制限がなく、税務上有利であり、更に貸借対照表をドレス・アップする等の利点⁵⁸⁾により新たな方法として受け入れられたのであった。

それに対して資金の供給側＝投資家の方では、投資対象の不足、利用できる投資対象の低い収益率、投資資金の増大、信託財産の営業費用の増大、等に直面して⁵⁹⁾、高利回りと投資元金の相対的安全性が見込める⁶⁰⁾セール・アンド・リースバックを新たな投資対象とし始めたのである。

セール・アンド・リースバックの古い例は、既にイギリスで1882年に見られ

54) *Ibid.*, p. 90.

55) *Accountants' Handbook*, Section 20, p. 55.

56) Cohen, p. 22.

57) *Ibid.*, p. 22.

58) Cary, p. 39. 特に「租税の側面が、重要であり、多くの場合支配的要因であった」(*Ibid.*, p. 16.)。租税上の有利性は、賃借料が一般に減価償却費よりも高く、又土地への投資の償却が可能になる、等によるものであった (Bornemann, p. 230.)。尤も1954年の内国歳入法による加速償却方法の容認及び1962年の減価償却指針により前者の利点は減ったとされる (McClean, p. 18.)。

59) Cohen, p. 15.

60) Cary, p. 27.

るようである⁶¹⁾が、アメリカでは1936年にセイフウェイ・ストアーズ (Safeway Stores) によってなされたものが最初であるとさる⁶²⁾。やがてそれは、生命保険会社や大学・チャリタブル・インスティテューション「慈善」団体を主要な投資家として普及していった⁶³⁾。特に生命保険会社による投資目的の為の不動産取得を許可することを内容とする各州保険法の変更に伴い、その規模は著しいものとなっていった⁶⁴⁾。(因みに1950年当時のライフ・インシュアランス・オフィシャルズ「生命保険局」の見積りによると、セール・アンド・リースバックによる投資額は、1945年以来3億5千万ドル増大したとされる⁶⁵⁾。)その後セール・アンド・リースバックは、不動産ばかりでなく製造業資産へも適用されていった。例えば、1947年にはエクイタブル生命保険が、ウエスティングハウス・エレクトリックやフロイホーフ・トレイラーから資産を購入しそれをリースバックし、又ニューヨーク生命保険もコンティネンタル・キャンとセール・アンド・リースバック契約を結んだ⁶⁶⁾。

更に1950年以降になると貨車、自動車やトラックなどを手始めに設備リースを営むリース事業が行われるようになり⁶⁷⁾、1952年5月には、最初の独立したリース会社として H. ショーンフェルドにより「U. S. リース会社」(the United States Leasing Corporation) が設立され⁶⁸⁾、その後のリース事業の飛躍的發展を見るに至ったのである⁶⁹⁾。設備リースの具体的契約条項は、リース賃借人の信用状況や設備の陳腐化リスク等により影響を受けると思われるが、例

61) *Ibid.*, p. 1.

62) Cohen, p. 22; *Business Week* (April 17, 1948), p. 100.

63) Abrams, p. 674. これらの機関は、当時完全に又は殆ど完全に、所得に関して免税されていた機関であり、リースから得られる賃貸料収入も免税されたので、セール・アンド・リースバック取引で断然有利な地位に立っていた訳である (Anon., p. 694.)。

64) Bornemann, p. 225. このような州法の改正は、1942年ヴァージニア州でなされたものが最初であり、その後45~47年に各州へ波及していった。それ以前生保による不動産取得は、その事業の遂行の為に使われるものや抵当流として取得した財産に限られていた (*Ibid.*, p. 225.)。

65) Abrams, p. 676.

66) Bornemann, p. 228; Cohen, p. 28; *Business Week* (January 18, 1947), p. 70.

67) Ross, p. 428; Cohen, p. 30; *Business Week* (April 1, 1950), p. 80.

68) Clark, p. 11.

69) 例えば、1958年当時約15億ドルの資本設備がリースされ、それは1953年の3倍であったと言われている (*Business Week* (April 11, 1959), p. 90.)。

えば、ボストン連邦準備銀行の1961年に於けるニューイングランド製造業60社に対する調査によると、リース期間平均5年、殆どのリースが更新選択権又は買取選択権を含んでおり⁷⁰⁾、又総リース料は、設備原価の115から136%位であったと言われている⁷¹⁾。

以上見られるように戦後アメリカに於けるリースは、伝統的な不動産リースからセール・アンド・リースバック、更に設備リースへと「企業が必要とするかもしれない殆どあらゆるタイプの固定資産をリースする」⁷²⁾方向へと展開していった。そしてセール・アンド・リースバックの場合には「資金」の獲得、設備リースの場合には「資産」の獲得という相違はあったにせよ、そこに一貫して見られたのは「他の金融手段の代替〔方法〕としてのリース〔という法形式〕の採用」⁷³⁾ということであった。

IV リース資産計上論の制度的指針と金融界に於ける受容

前述の如く資産の「延べ払い購入或いは〔資産を担保にした〕借入契約満了時の再購入の性質を多分にもつ」⁷⁴⁾金融リースの出現により、「資産のリースと購入は、特に後者が負債により調達された場合には、実質上同じ取引である」⁷⁵⁾という現実認識が形成され、「それ故長期リースによってもたらされる〔資産及び〕負債を記録することは、〔伝統的な会計認識基準に於いても〕適当であり、恐らく必要でさえある」⁷⁶⁾と考えられるようになっていった。その意味で「リース〔資産計上〕会計は、〔所有に基付いて認識をする〕資産取得に関する会計の一般的〔認識〕パターンをを踏襲している」⁷⁷⁾ものとして位置付けされ

70) Cohen and Robbins, p. 439.

71) Walker and Baughn, p. 383.

72) Gant, p. 121.

73) *Ibid.*, p. 122.

74) Jeffries, p. 94.

75) Huefner, p. 36. 勿論両者の間に、資産の「法的権利がリース賃貸人に残り、リース賃貸人の破産請求権が抵当請求権の場合に見られない程限定されている」(Cohen, p. 116.) という相違があることは言うまでもない。

76) Huefner, p. 36.

77) Danos and Imhoff, Jr., p. 567.

得るであろう。

こうした考え方は、その後の制度的枠組の中で定着していった。即ち、証券取引委員会 (SEC) は、1949年の年次報告でリース契約は「明らかに〔設備リースの場合には〕購入又は〔セール・アンド・リースバックの場合には〕再購入契約であり、リース賃借人の貸借対照表の資産側にその全契約コストマイナス適切な減価償却費、及び負債側に適切な表示で示された購入契約負債〔額〕で表わされるべきである」⁷⁸⁾とし、更にアメリカ会計士協会 (AIA) も同年10月に会計研究公報第38号 (ARB No. 38) として「リース賃借人の財務諸表に於ける長期リースの開示」を公表し、次のように規定した⁷⁹⁾。

「(a)次の事項に関する開示が、財務諸表又は注記でなされるべきである、(1)当該リース〔契約〕の下で支払われるべき年々の賃借料額及びその期間、及び(2)それに関連した重要な義務又は保証；

(b)上記の情報は、当該取引が起った年度だけでなく、その額が重要である限りその後においても与えられるべきである；

(c)更に当該取引が起った年度には、重要なセール・アンド・リース〔バック〕取引の主要な細目^{ディテイルズ}の開示がなされるべきである。」⁸⁰⁾

「当該〔リース〕取引が実質的に購入であることが明らかなる場合には、『リース』資産はリース賃借人の資産中に含まれるべきであり、それと共に対応する負債及び損益計算書に於ける関連費用^{チャージ}に対する適切な会計〔処理〕がなされるべきである。」⁸¹⁾

しかしながら、このような開示規定を中心としたりリース資産計上論の制度的指針が出された後も、本来「多くの長期リース金融契約の明確な動機^{オブジェクト}が、事

78) Securities and Exchange Commission, p. 181.

79) 当該「公報発行の直接的契機となったのが、セール・アンド・リース〔バック〕取引の増大であった」(Blough (1950), p. 529.) ことは言うまでもないが、当該公報の「開示原則は、……〔セール・アンド・リースバックと伝統的長期リースの〕両方に適用することを意図され」(ARB No. 38, par. 4.) たものであった。

80) ARB No. 38, par. 5.

81) *Ibid.*, par. 7.

実上負債であるものを会社財務諸表から除外することであった⁸²⁾ことに加え、
「企業経営者は、最少限の〔財務〕報告基準に依存する傾向があった〔の
で〕……財務諸表でリースを資産計上することは〔殆ど〕無かった」⁸³⁾と言っ
て良いであろう。

このように「リース資産計上について熱心な会社は殆ど無⁸⁴⁾く、リースに関
する情報は、せいぜいが「貸借対照表に於ける負債としてではなく脚注に埋め
られた」⁸⁵⁾「脚注」負債⁸⁶⁾として位でしか開示されなかった状況が続いたの
であるが、金融^{ファイナンシャル・コミュニティー}界では「リースの流行により、投資ペースに於けるそ
れらの取り扱い方が強調されるようになった」⁸⁷⁾即ち、「財務アナリスト〔や
金融機関等の利害関係者〕は、資産をリースしている会社の〔財務〕諸表を調
査する際に適当な調整をしなければならない」⁸⁸⁾という考え方が普及していっ
たのである。具体的には「貸付け契約や信託^{トラスト・インデンプチーフ}証書〔に〕は……当該リース
〔契約〕の下での賃借料が資産計上され〔それに対応した負債が財務諸表の〕
長期負債に含まれることを要すると書かれている」⁸⁹⁾事例が見られるようにな
った。

そこで当時の金融界のリース債務に対する態度や意見を、R. F. ヴァンシル
と R. N. アンソニーにより行われた調査⁹⁰⁾で見ることにした。本調査は、
アメリカ・カナダの512の金融機関等に対して第一段階の調査票が送付され、
それに対して完全な回答をしてきた256機関の内、公式のリース債務評価技法
を使っていた163機関に第二段階の調査票が送付されてなされたものと貸付け
契約に於けるリースへの制限条項に関して1310社へ調査票が送付されてなされた

82) Inglis, p. 174.

83) Nelson, p. 57.

84) Vatter, p. 238.

85) Gant, p. 122.

86) Walter, p. 95.

87)88) Cohen and Robbins, p. 207.

89) Spacek, p. 46.

90) Vancil and Anthony, pp. 113-130.

ものことから構成されている⁹¹⁾。

その結果256機関の内77%が、リースに関して公式の評価技法を用いており(必ずしも“リースの資産・負債計上”という訳ではないが)⁹²⁾、又アナリストの81%が長期リースを負債と同等であるとしていた⁹³⁾。又“制限条項”に関しては、356社の回答企業(但し公益事業会社33社を除く)の内91社が、リースに関する制限条項を付されており、これは一般の負債制限条項を付されている企業の47%であった⁹⁴⁾。

従ってリース資産計上論が、「一般に認められた会計原則」になる以前に於いても、利害「集団は、貸付契約に対して一般に認められた会計原則(GAAP)とは異なる〔リース資産計上という〕会計測定ルールを選択する」⁹⁵⁾傾向があった訳である。そしてこのように「リース賃借人の〔リース以外の〕他の種類の負債を負う能力を測定する際の長期リースの重要性が、銀行・保険会社及びその他の貸付機関により広く認められるようになってきた」⁹⁶⁾ことが、企業の会計実務に於けるリース資産計上の重要な要因になっていったと考えられ⁹⁷⁾、又それによってリース資産計上論受容の環境が形成されていったと思われる。

V リース資産計上論の限界

戦後アメリカに於けるリース資産計上論は、リース取引の内実が実質的に金融取引へ変化したことを現実的条件として形成され、又それは、そのような「現実」を実務界が「認識」することによって強化されていった。従ってリー

91) *Ibid.*, pp. 113 f.

92) *Ibid.*, p. 115.

93) *Ibid.*, p. 126.

94) *Ibid.*, pp. 123 f.

95) Leftwich, p. 23.

96) Rickey, p. 54.

97) 例えば、レンカート・エレクトリック社の副社長であった K. R. リッキーによると、同社は「1958年後半にリース会計問題に関して、詳細に監査人であるアーサー・フンダーセン、銀行及びその他の金融「界」の人々と議論した。……【そしてその後】会社の財務諸表にリース【契約に伴う】権利及び債務を表示する新しい方法を採用した」(*Ibid.*, p. 51.) のである。

ス資産計上論は、確かにその手続きに将来支払い額の現在価値への割引きという「原価基準会計からの危険な離脱」⁹⁸⁾を含むにせよ、基本的には伝統的な会計の枠内に於ける部分的修正として捉えられるであろう。「しかしながら、〔これは〕実質的に購入でないその他のリースについての〔会計〕報告がより困難」⁹⁹⁾になったことを意味する。何故なら代表的なリース資産計上反対論者であった A. ジーゼスが述べたように、「リースが事実上〔資金の借入れ又は設備の購入に伴う〕負債を示すものである場合には」¹⁰⁰⁾、当該リースは、「リースという用語を使っているかもしれないが〔事実上〕法的には負債取引である」¹⁰¹⁾という解釈が成り立ち、従ってそのような「限定的なリース」の資産計上を以て直ちに全てのリースの資産計上を根拠付けることは出来なかったからである。

勿論1962年に J. H. マイヤーズにより公表された会計調査研究第4号「財務諸表に於けるリースの報告」で示された、金融リースであると否とに係わりなく全てのリースの「契約リース支払い額の現在価値が、貸借対照表上の資産・負債の中に計上されるべきである」¹⁰²⁾という所謂「財産権〔又は〕^{プロパティ・ライツ}（財産利用権）」¹⁰³⁾アプローチに基づくリース資産計上論も、もう1つの流れとしてあった訳であるが¹⁰⁴⁾、その後の制度的枠組みに於いては、会計原則「審議会〔APB〕は、〔リース資産計上に〕適用されるべき重要な基準^{フライアロン}は、リースが実質的に購入であるかどうかであると結論付けた」¹⁰⁵⁾し、又財務会計基準審議会（FASB）により決定された「リース貸借人に適用される基準書第13号の会計規定は、概ね〔APB が決定した〕意見書第5号を踏襲している」¹⁰⁶⁾もので

98) Cook, p. 161.

99) Bedford, p. 592.

100)101) Zises, p. 19.

102) Myers (1962), p. 38.

103) McCullers and Schroeder, p. 431.

104) 財産権に基づくリース資産計上論は、「契約〔価値〕資産計上の問題は、リース資産計上から発展した」(Ijiri (1980), p. 86.)と言われるように、「契約会計」(Ijiri (1975), p. 130.)の考えへとつながるものであった。

105) McCullers and Schroeder, p. 431.

106) *Ibid.*, p. 433.

あった。

このようにリースに関する「全ての情報を伝統的な〔会計の〕資産及び負債の〔概念〕形式へ組み込もうとする試み」¹⁰⁷⁾の下では、「リース賃借人は、一般に資産計上される必要が無いようにリース契約を組もうとするであろう」¹⁰⁸⁾から、「実際問題として、リース資産計上の為の会計ルールが部分的に無効にされてきた」¹⁰⁹⁾ことは否定できないであろう。従ってその後も「リース会計〔問題〕は……会計プロフェッションにとって、その外観上解決不能でいらだたい問題領域の中で高い位置を占め」¹¹⁰⁾続けることになったのである。

(1986. 2. 20)

参考文献

- Abrams, Ernest R., "The Sale and Lease Back of Corporate Property," *Public Utilities Fortnightly*, Vol. XLV, No. 11, May 25, 1950.
- Accountants' Handbook*, 5th ed., (R. Wixon, W. G. Kell and N. M. Bedford eds.), 1970.
- American Institute of Accountants, *Disclosure of Long-Term Leases in Financial Statements of Lessees*, (Accounting Research Bulletin No. 38), October 1949.
- Anon., "Notes—Some Economic and Legal Aspects of Leaseback Transactions," *Virginia Law Review*, Vol. 34, No. 6, August 1948.
- Bedford, Norton M., *Introduction to Modern Accounting*, 1968.
- Blough, Carman G., "Long-Term Leases," *The Journal of Accountancy*, Vol. 86, No. 3, September 1948.
- _____, "Further Interpretation of Research Bulletin Dealing with Long-Term Leases," *The Journal of Accountancy*, Vol. 89, No. 6, June 1950.
- Bornemann, Alfred, "Recent Developments in Lease Financing," *Land Economics*, Vol. XXVII, No. 3, August 1951.
- Burtchett, Floyd F., and Clifford M. Hicks, *Corporate Finance*, 3rd ed., 1959.

107) Hendriksen, p. 357.

108) Meyer, p. 151.

109) Kieso and Weygandt, p. 988.

110) *Ibid.*, p. 961.

Business Week, January 18, 1947.

_____, April 17, 1948.

_____, April 1, 1950.

_____, April 11, 1959.

Cannon, Arthur M., "Danger Signals to Accountants in 'Net-Lease' Financing," *The Journal of Accountancy*, Vol. 85, No. 4, April 1948.

_____, "Long-term Non-cancelable Lease Is Evidence of an Asset and a Liability," *The Journal of Accountancy*, Vol. 88, No. 1, July 1949.

Cary, William L., "Corporate Financing Through the Sale and Lease-Back of Property: Business, Tax, and Policy Considerations," *Harvard Law Review*, Vol. 62, No. 1, November 1948.

Childs, John F., *Long-Term Financing*, 1961.

Clark, T. M., *Leasing*, 1978.

Cohen, Albert H., *Long Term Leases: Problems of Taxation, Finance and Accounting* (Michigan Business Studies, Vol. XI, No. 5), May 1954.

Cohen, J. B., and S. M. Robbins, *The Financial Manager*, 1966.

Cook, Donald C., "The Case Against Capitalizing Leases," *Harvard Business Review*, Vol. 41, No. 1, January-February 1963.

Couchman, Charles B., *The Balance-Sheet: Its Preparation, Content and Interpretation*, 1924.

Danos, Paul, and Eugene A. Imhoff, Jr., *Intermediate Accounting*, 1983.

Defliese, Philip L., "The Economic Case Against Capitalization of Leases—A New Look at Facility Accounting," in Robert R. Sterling (ed.), *Institutional Issues in Public Accounting*, 1974.

Dicksee, Lawrence R., *Depreciation, Reserves, and Reserve Funds*, 1903, (Reprint ed., 1976).

Donaldson, Elvin F., and John K. Pfahl, *Corporate Finance: Policy and Management*, 2nd ed., 1963.

Finney, H. A., *Principles of Accounting*, Vol. II, 1923.

Gant, Donald R., "Illusion in Lease Financing," *Harvard Business Review*, Vol. 37, No. 2, March-April 1959.

Gordon, Myron J., and Gordon Shillinglaw, *Accounting: A Management Approach*, 3rd ed., 1964.

Greenberg, George A., "Sell and Lease Transactions," *The New York Certified Public Accountant*, Vol. XIX, No. 2, February 1949.

- 花堂靖仁, 「リース会計への視角」, 『企業会計』, 第30巻第3号, 1980. 3.
- Hendriksen, Eldon S., *Accounting Theory*, 4th ed., 1982.
- Huefner, Ronald J., "A Debt Approach to Lease Accounting," *Financial Executive*, Vol. XXXVIII, No. 3, March 1970.
- Hylton, Delmer P., *Principles and Procedures of Modern Accounting*, 1965.
- Ijiri, Yuji, *Theory of Accounting Measurement* (Studies in Accounting Research # 10), 1975.
- , *Recognition of Contractual Rights and Obligations: An Exploratory Study of Conceptual Issues* (FASB Research Report), December 1980.
- Inglis, John B., "From the Thoughtful Businessman," *Harvard Business Review*, Vol. 37, No. 4, July-August 1959.
- Jeffries, H., "The Problems Inherent in Accounting for Financing by Means of Long-Term Leases," *The Journal of Accountancy*, Vol. 93, No. 1, January 1952.
- Jowitt's Dictionary of English Law*, 2nd ed., (by John Burke), Vol. 2, 1977.
- 甲斐道太郎, 『土地所有権の近代化』, 1967.
- Kester, Roy B., *Accounting: Theory and Practice*, Vol. II, 1919.
- Kieso, Donald E., and Jerry J. Weygandt, *Intermediate Accounting*, 3rd ed., 1980.
- Kircher, Paul, "Long Term Leases and the Balance Sheet," *The Controller*, August 1948.
- Leake, P. D., *Depreciation and Wasting Assets and Their Treatment in Computing Annual Profit and Loss*, 4th ed., 1923.
- Leftwich, Richard W., "Accounting Information in Private Markets: Evidence from Private Lending Agreements," *The Accounting Review*, Vol. LVIII, No. 1, January 1983.
- McCullers, Levis D., and Richard G. Schroeder, *Accounting Theory: Text and Readings*, 2nd ed., 1982.
- Mclean, James H., "Economic and Accounting Aspects of Lease Financing," *Financial Executive*, Vol. XXXI, No. 12, December 1963.
- McMichael, Stanley L., *Long Term Land Leaseholds Including Ninety-Nine Year Leases*, 1921.
- Meyer, Philip E., *Applied Accounting Theory: A Financial Reporting Perspective*, 1980.
- 水本浩, 「近代イギリス法における借地権の性質一わが国の借地法改正によせて」, 『法律時報』, 第29巻第3号, 1957. 3.
- , 『借地借家法の基礎理論』, 1966.
- Montgomery, Robert H., *Auditing: Theory and Practice*, 1912. (Reprint ed., 1976).

- Myers, John H., "Presentation of Long-Term Lease Liabilities In The Balance Sheet," *The Accounting Review*, Vol. XXIII, No. 3, July 1948.
- _____, *Reporting of Leases in Financial Statements* (Accounting Research Study No. 4), 1962.
- Nelson, A. Tom, "Capitalizing Leases—The Effect on Financial Ratios," *The Journal of Accountancy*, Vol. 116, No. 1, July 1963.
- 大河内曉男, 『産業革命期経営史研究』, 1978.
- Paton, William Andrew, and Russell Alger Stevenson, *Principles of Accounting*, 1920.
- Pollock, Frederick, and Frederic William Maitland, *The History of English Law*, 2nd ed., Vol. II, 1923.
- Pond, Jonathan D., "Capitalizing Leased Assets," *Management Accounting*, Vol. LVIII, No. 7, January 1977.
- Porters, R. J., *Pitman's Dictionary of Book-Keeping*, 2nd ed., 1926.
- Reiter, Jr., Prosper J. D., *Profits, Dividends and the Law*, 1926. (Reprint ed., 1976).
- Rickey, Kenneth R., "Including All Leases in the Balance Sheet—A First," *NAA Bulletin*, Section 1, Vol. XLI, No. 4, December 1959.
- Ross, Clarence H., "Sale and Lease-back Agreements for Utilities," *Public Utilities Fortnightly*, Vol. XLVIII, No. 7, September 27, 1951.
- Rosßell, James H., and William W. Frasure, *Financial Accounting Concepts*, 1967; Securities and Exchange Commission, *Fifteenth Annual Report of the Securities and Exchange Commission*, June 30, 1949.
- Spacek, Leonard, "Can We Define Generally Accepted Accounting Principles?," *The Journal of Accountancy*, Vol. 106, No. 6, December 1958.
- Vancil, Richard F., "Lease or Borrow—New Method of Analysis," *Harvard Business Review*, Vol. 39, No. 5, September-October 1961.
- _____, and Robert N. Anthony, "The Financial Community Looks at Leasing," *Harvard Business Review*, Vol. 37, No. 6, November-December 1959.
- Vatter, William J., *Accounting Measurements for Financial Reports*, 1971.
- Walker, Ernest W., and William H. Baughn, *Financial Planning and Policy*, 1961.
- Walter, James E., "The Treatment of 'Footnote' Liabilities," *The Accounting Review*, Vol. XXX, No. 1, January 1955.
- 渡辺洋三, 『民法と特別法 I: 土地・建物の法律制度(上)』, 1960.
- Zises, Alvin, "Long-Term Leases: Case Against Capitalization; For Full Disclosure," *Financial Analysts Journal*, Vol. 18, No. 3, May-June 1962.